

みやき町多目的人工芝グラウンド及び調整池整備事業  
募集要項（案）

2023年7月3日

佐賀県 みやき町

# — 目 次 —

<b>1</b>	<b>募集要項等の定義</b> . . . . .	1
<b>2</b>	<b>対象事業の概要等</b> . . . . .	2
2-1	募集に付する事業の内容 . . . . .	2
<b>3</b>	<b>募集及び選定に係る事項</b> . . . . .	7
3-1	募集及び選定の方法 . . . . .	7
3-2	募集及び選定のスケジュール . . . . .	7
3-3	公募参加者が備えるべき参加資格要件 . . . . .	8
3-4	審査及び優先交渉権者の選定に関する事項 . . . . .	10
3-5	募集公告 . . . . .	11
3-6	募集説明会 . . . . .	11
3-7	事前調査の申請 . . . . .	12
3-8	募集要項等に係る質問の受付・回答 . . . . .	12
3-9	募集参加表明及び資格審査 . . . . .	12
3-10	募集 . . . . .	14
3-11	優先交渉権者の決定方法 . . . . .	16
3-12	手続きにおける交渉の有無 . . . . .	17
3-13	基本協定の締結 . . . . .	17
3-14	特別目的会社の設立 . . . . .	18
3-15	事業契約の締結等 . . . . .	18
3-16	議会の議決に付すべき契約の締結 . . . . .	19
3-17	その他 . . . . .	19
<b>4</b>	<b>事業実施に関する事項</b> . . . . .	20
4-1	S P Cの権利義務に関する制限 . . . . .	20
4-2	町とS P Cの責任区分 . . . . .	20
4-3	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項 . . . . .	21
4-4	事業実施に関する事項 . . . . .	21
4-5	その他 . . . . .	22
4-6	本事業に関する町の担当部署及び アドバイザー業務委託事業者並びにその協力法人 . . . . .	23

別紙 リスク分担表

## 1 募集要項等の定義

---

みやき町（以下「町」という。）は、みやき町多目的人工芝グラウンド及び調整池整備事業（以下「本事業」という。）について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により、財政資金の効率的活用を図るため、2023年7月3日に本事業を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。）第7条に基づく「特定事業」として選定し、同日に公表する。

この募集要項は、町が本事業を実施する民間事業者（以下「SPC」という。）を公募プロポーザル方式により募集及び選定するに当たり、公表するものである。

本事業については、当初2022年2月18日にPFIによる「みやき町サッカーグラウンド等整備事業（仮称）実施方針（案）」として公表していたが、本事業の条件等について、実施方針に係る質問・意見等を反映したことにより、事業名および事業手法（BTO方式からBT方式へ）が変更された「みやき町多目的人工芝グラウンド及び調整池整備事業実施方針（案）（変更版）」（以下、実施方針（案）（変更版）という。）を2023年5月1日に公表している。

ついで、応募者は、実施方針（案）（変更版）及び本募集要項の内容を踏まえ、応募に必要な書類を提出するものとする。

本事業の名称については、「みやき町多目的人工芝グラウンド及び調整池整備事業」と称するものとする。

なお、本募集要項に併せて交付する次の別添資料についても募集要項と一体の資料とし、これらの全資料を含めて「募集要項等」と定義する。

- ・ 別添資料1 「みやき町多目的人工芝グラウンド及び調整池整備事業様式集」（以下「様式集」という。）
- ・ 別添資料2 「みやき町多目的人工芝グラウンド及び調整池整備事業要求水準書（案）」（以下「要求水準書（案）」という。）
- ・ 別添資料3 「みやき町多目的人工芝グラウンド及び調整池整備事業優先交渉権者決定基準」（以下「優先交渉権者決定基準」という。）
- ・ 別添資料4 「みやき町多目的人工芝グラウンド及び調整池整備事業基本協定書（案）」（以下「基本協定書（案）」という。）
- ・ 別添資料5 「みやき町多目的人工芝グラウンド及び調整池整備事業契約書（案）」（以下「事業契約書（案）」という。）

## 2 対象事業の概要等

---

### 2-1 募集に付する事業の内容

#### (1) 事業の名称

みやき町多目的人工芝グラウンド及び調整池整備事業

#### (2) 本事業に供される公共施設等の種類

メイングラウンド(人工芝)、サブグラウンド、駐車場(調整池を兼ねる)、管理棟及び外構(以下「本施設」という。)

#### (3) 公共施設等の管理者の名称

みやき町長 岡 毅

#### (4) 事業目的

町では2015年9月に、「健幸長寿のまち宣言」を行い、誰もが生きがいを持ち、生涯にわたって活躍できる、活気あふれたまちを目指すこととした。さらに2020年1月には「女子サッカーのまち宣言」を行い、スポーツを通じた世代間・都市間・国際間の交流によりグローバルな視点を持つまちづくりを目指すこととし、その先頭に立って活動する一般社団法人みやきスポーツコミッションを設立した。

本事業は、「女子サッカーのまち宣言」の旗艦となる施設として、楽しく安全にスポーツに親しめる、緑豊かで、全国規模の大会が開催できるグラウンド及び関連施設の新設、合わせて、同一敷地内の社会教育施設、健康増進施設、老人福祉施設、児童福祉施設の機能強化のため、管理棟・駐車場・調整池等の拡充を行うもので、公共サービスにおける適切なサービス水準規定に基づく性能発注により、効率化と安定的継続性を確保し、民間の創意工夫によるアイデアを重視した運動公園施設を整備するとともに、施設的设计・建設といった本事業に関する一連の業務を一体的に行なうことで、公共サービスのライフサイクルコストの縮減を図るものである。

また、本事業の実施にあたり、特に以下の事項に配慮し実施するものとする。

##### 1) 良質なサービスの提供及びコストの縮減

本事業の実施に当たっては、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した効率的かつ効果的な設計、建設、工事監理を行うことにより、町の魅力を感じることができる良質なサービス提供を図ることとする。

##### 2) 周辺環境との調和

本事業の事業計画地は、町内に位置し、近隣に位置する諸施設とあわせ、町の活性化に資する整備が期待される。

本施設の整備にあたっては、建築の意匠や外構について、その目的を十分に理解の上、周辺環境との調和を図るものとする。

### 3) 地域経済の活性化等

本事業は、町が実施する公共事業であることから、その実施に当たっては、町内企業や町民の参入による地域経済への貢献がなされるよう配慮するものとする。

## (5) 事業手法

本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。)」に基づき、選定された民間事業者(以下、「事業者」という。)が新たに本施設を設計、建設及び工事監理した後、町に本施設の所有権を移転する方式(BT: Build Transfer)により実施するものとする。

## (6) 業務の範囲

事業者が実施する業務(以下「本業務」という。)は以下のとおりとする。

### 1) 本施設の整備

#### ①本施設の整備に係る調査・設計業務及び関連業務

(本施設の基本設計、実施設計及び、敷地全体の外構・調整池・駐車場計画を含む。)

#### ②本施設の整備に係る建設用地の造成業務、建設業務及び関連業務

#### ③本施設の整備に係る工事監理業務及び関連業務

#### ④本施設の整備に係る近隣対応・対策業務及び関連業務

#### ⑤上記各項目に伴う各種申請等業務

#### ⑥上記各項目に伴う町の交付金申請手続等の支援業務

#### ⑦本施設の引渡しに係る一切の業務

## (7) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約の町議会における議決を受け、事業契約締結の日から2025年9月30日までとする。ただし、諸事情により当該期間を延長する必要がある場合、町と協議のうえ、期間を延長することも可とする。

## (8) 本事業のスケジュール(予定)

2023年 5月 1日	実施方針(案)(変更版)公表
2023年 6月	債務負担行為の設定
2023年 7月	特定事業の選定
2023年 7月	募集要項(案)等の公表
2023年 7月	募集要項(案)等の説明会
2023年 7月	参加表明の受付
2023年 10月	提案書の受付
2023年 10月	優先交渉権者の選定・決定・公表
2024年 3月	基本協定の締結
2024年 4月	事業仮契約
2024年 5月	事業契約に関する議案提出
2024年 5月	本施設の設計・建設期間
～ 2025年 9月	

2025年 9月	竣工・引き渡し・事業契約の完了
2025年 10月	供用開始

### (9) 支払に関する事項

町の事業者に対する支払は、事業者が実施する本事業における本施設の整備業務に係る対価とする。

町は、本施設の整備業務に係る対価については、本施設の町への引渡しが完了した年度に支払うものとする。但し着工時に前払い金として、契約額の3割以内を支払う。

### (10) 本事業に必要と想定される根拠法令等

本事業を実施するにあたり、遵守すべき法令、基準等は次に示すとおりである。このほか本事業に関連する法令、基準等を遵守するものとする。

(関係法令等) 各法令は、いずれも本事業公募公示日の最新の法令を適用するものとする。

- 1) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）
- 2) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成12年総理府告示第11号）
- 3) 都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）
- 4) 建築基準法（昭和25年5月24日法律第210号）
- 5) 建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）
- 6) 都市公園法（昭和31年4月20日法律第79号）
- 7) 道路構造令（昭和45年10月29日政令第320号）
- 8) 消防法（昭和23年7月24日法律第186号）
- 9) 駐車場法（昭和32年5月16日法律第106号）
- 10) 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）
- 11) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）（平成18年6月21日法律第91号）
- 12) 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（都市公園移動等円滑化基準）
- 13) 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令
- 14) 障害者差別解消法（平成25年6月26日法律第65号）
- 15) 景観法（平成16年6月18日法律第110号）
- 16) 水道法（昭和32年6月15日法律第177号）
- 17) 下水道法（昭和33年4月24日法律第79号）
- 18) 電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）
- 19) 電気工事士法
- 20) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- 21) 水質汚濁防止法
- 22) 土壌汚染対策法
- 23) 大気汚染防止法
- 24) 騒音規制法

- 25) 振動規制法
- 26) 労働基準法
- 27) 労働安全衛生法
- 28) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- 29) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 30) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
- 31) 警備業法
- 32) エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）
- 33) みやき町都市公園条例
- 34) みやき町開発行為施行基準
- 35) その他関連する法令等

※関係法令等を遵守すること。

（参考基準等）

- 1) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 2) 公共建築木造工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 3) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 4) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 5) 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 6) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 7) 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 8) 建築設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 9) 建築構造設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 10) 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 11) 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 12) 建築設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 13) 公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 14) 公共建築数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 15) 公共建築設備数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 16) その他官庁営繕、建築学会等の技術基準
- 17) 建築工事安全施行技術指針・同解説
- 18) 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン
- 19) 道路の移動等円滑化整備ガイドライン
- 20) 屋外体育施設の建設指針（（公財）日本体育施設協会屋外体育施設部会）
- 21) 屋外体育施設のルール（（公財）日本体育施設協会屋外体育施設部会）
- 22) 屋外体育施設舗装工事積算の手引き（（公財）日本体育施設協会屋外体育施設部会）
- 23) 屋外体育施設の維持管理マニュアル（（公財）日本体育施設協会屋外体育施設部会）
- 24) 佐賀県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針
- 25) 建設リサイクル法に関する佐賀県指針
- 26) その他関連する適用基準等

※発注文書に齟齬がある場合は、事業契約・要求水準書等質疑応答・要求水準書の順に高位とすることを原則とする。

※以上の参考基準等の解釈や参考基準等間の解釈に関して疑義が生じた場合は、別途、町と協議の上、適用について決定する。

#### **(11) 募集要項等の変更**

募集要項等公表後における民間事業者からの質問や民間事業者へのヒアリング結果等を踏まえ、募集要項等の内容の変更を行うことがある。

なお、変更を行った場合は、速やかに、その内容を町のホームページへの掲載により公表する。



## 3 募集及び選定に係る事項

---

### 3-1 募集及び選定の方法

民間事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性の確保に配慮した上で、公募プロポーザル方式とする。

### 3-2 募集及び選定のスケジュール

民間事業者の募集及び選定のスケジュールは、次に示すとおりである。ただし、スケジュールは、状況により前後する場合がある。

時期	内容
2023年 5月 1日	実施方針(案)(変更版)の公表
2023年 5月	実施方針(案)(変更版)に関する質問・意見の受付
2023年 5月	実施方針(案)(変更版)に関する質問回答・意見の公表
2023年 6月	債務負担行為の設定に関する議案提出
2023年 7月	特定事業の選定・公表
2023年 7月	募集要項等の公表(公募公告)
2023年 7月	募集要項(案)等に関する説明会
2023年 7月	募集要項(案)等に関する質問の受付
2023年 7月	募集要項(案)等に関する質問回答の公表
2023年 7月	応募表明書、応募資格審査申請書の受付
2023年 8月	応募資格確認審査の結果の通知
2023年 10月	提案書の受付、審査委員会の開催、審査講評の公表
2023年 10月	優先交渉権者の選定、優先交渉権者の決定・公表
2024年 3月	基本協定の締結
2024年 4月	事業仮契約の締結
2024年 5月	事業契約に関する議案提出
2024年 5月～2025年 9月	本施設の設計・建設期間
2025年 9月	本施設の引渡し
2025年 9月	事業契約の完了

### 3-3 公募参加者が備えるべき参加資格要件

#### (1) 公募参加者の参加要件

公募参加者は、本施設の設計に当たる者（以下「設計企業」という。）、本施設の工事監理に当たる者（以下「工事監理企業」という。）、本施設の建設に当たる者（以下「建設企業」という。）、SPCのマネージメントに当たる者（以下「マネージメント企業」という。）、本事業に必要な資金調達の調整に当たる者（以下「資金調達企業」という）等で構成されるグループ（以下、「公募参加グループ」という。）とするものとする

- 1) 設計企業・工事監理企業・建設企業は、必ず公募参加グループに含むこと。マネージメント企業、資金調達企業は、必ずしも参加の必要はない。
- 2) 公募参加者は、応募表明書及び応募資格審査申請書の提出時に、設計・工事監理・建設等公募参加グループのすべての企業を明らかにすること。
- 3) グループ全体の代表企業を選定し、代表企業は、公募業務の窓口企業・SPCの最大株主となること。  
なお、設計業務、建設業務については、当該業務の一部を、構成企業から第三者（協力企業）に再委託（再発注）することも可能とするが、提案書にその旨と委託企業名を明示すること。
- 4) 応募表明書の提出時に構成企業・協力企業名及び代表企業名を明記し、必ず代表企業が公募に関する手続を行うこと。
- 5) 応募表明書により参加の意思を表明した公募参加グループの代表企業の変更は認めない。
- 6) 応募表明書により参加の意思を表明した公募参加グループの構成企業の変更も原則として認めない。  
ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、町と協議を行い、提案書の受付期限日の前日までに町が承諾した場合に限り、代表企業を除く構成企業の変更及び追加を行うことができるものとする。
- 7) 構成企業・協力企業は、他の公募参加グループの構成企業・協力企業として重複参加は認めない。  
\*みやき町に本店・本社・主要な営業所（支店等）を持つ企業がグループに参加している場合は、その参加企業数に応じ、審査の際、地域貢献点を加点するものとする。加点方法は、優先交渉権者選定基準に示す。

#### (2) 公募参加グループの構成企業の資格要件

公募参加グループの構成企業のうち、設計企業、建設企業は、それぞれ以下の資格要件を満たすものとする。

なお、複数の資格要件を満たす者は、複数の業務を実施することができる。また、設計企業、建設企業は、単独の企業又は複数の企業のいずれであってもよいものとするが、複数の企業の場合であっても、少なくとも1社は以下の資格要件を満たしているものとする。

## 1) 設計企業

①建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしていること。

②2010 年以降に、人工芝サッカーグラウンド整備の設計実績を有すること。

※工事監理は、設計企業が行うこと。ただし、設計企業と建設企業が同一の場合には、当該の設計企業以外の工事監理企業を、グループに含めること。

なお、その場合の工事監理企業の資格要件は、設計企業と同じとする。

③建築設計に関し、次の（ア）から（ウ）の技術者を配置できる者

（ア）一級建築士の資格を有する管理技術者を専任で配置できること。

（イ）一級建築士の資格を有する建築主任技術者を配置できること。ただし、管理技術者は建築主任技術者を兼ねることはできないものとする。

（ウ）一級建築士又は、建築設備士の資格を有する電気主任技術者と機械主任技術者を配置できること。ただし、電気主任技術者、機械主任技術者、建築主任技術者は兼ねる事ができるものとし、管理技術者は各主任技術者を兼ねることはできないものとする。

（エ）（ウ）の技術者が在籍していない場合は、協力事業者の技術者を配置することができる。

## 2) 建設企業

①建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、「土木一式工事」及び「建築一式工事」の特定建設業の許可を受けていること。

②2010 年以降に、人工芝サッカーグラウンド整備の建設実績を有すること。

※上記①、②の要件を 1 社で満たすことができない場合は、構成企業全体で要件を満たすことも可とする。

③多目的人工芝グラウンドの路盤、舗装（人工芝敷設含む）等の施工については、2010 年以降に人工芝サッカーグラウンド整備の施工実績を有する技術者を配置すること。

### （3）公募参加企業又は公募参加グループの構成企業の制限

以下に該当する者は、公募参加企業、公募参加グループの構成企業になれないものとする。

なお、資格要件確認のため、鳥栖警察署に照会する。

- 1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- 2) 会社更生法（平成 17 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者。（更生手続開始の決定を受けた者は除く。）
- 3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者は除く。）
- 4) みやき町建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領による指名停止の期間中である者。
- 5) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 10 条第 1 項及び第 26 条第 2 項の規定に基づく処分を受けている者。
- 6) 直前 2 年間の法人税、消費税又は法人町民税を滞納している者。
- 7) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する場合、または次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している場合。

- (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - (イ) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 8) 町が本事業のために設置する審査委員会の委員又はこれらの者と資本面（20%以上の株式保有）若しくは人事面（役員の兼任・社員の派遣）において関連がある者。
- 9) 町が本事業について、導入可能性調査及びアドバイザー業務を委託している事業者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。
- (注)「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねる者をいう。(以下同様とする。)

#### (4) 公募参加者の備えるべき参加要件等に関する確認基準日

公募参加者の備えるべき参加要件等に関する確認基準日は、応募表明書の提出期限日とする。

提案書の受付期限日から優先交渉権者決定の日までに公募参加者の備えるべき参加要件等を欠く事態が生じた公募参加グループは失格とする。

ただし、代表企業以外の構成員や協力企業が欠格起因企業の場合は、企業を変更する等について、町が認める措置を講じた場合は、失格としないことがある。

### 3-4 審査及び優先交渉権者の選定に関する事項

#### (1) 審査に関する基本的な考え方

- 1) 審査は、有識者、町の職員で構成する審査委員会において行うものとし、具体的な優先交渉権者の選定基準については、募集要項公表時に優先交渉権者決定基準を提示するものとする。
- 2) 審査委員会においては、事業計画、施設計画、リスク管理計画、事業者の提案するサービス対価の額の各面から総合的に提案書の審査を行い、優先交渉権者を選定し、町に優先交渉権者の候補グループを含む意見書を提出するものとする。

#### (2) 審査手順に関する事項

審査は、以下の手順により行うものとする。

- 1) 資格審査
  - ① 公募参加者の備えるべき参加要件等に関する適格審査

- 2) 提案審査
  - ① 本件要件に関する適格審査
  - ② 優先交渉権者決定基準に基づく、事業計画、施設計画、リスク管理計画、町が支払うサービス対価の提案額等の総合的な提案内容に関する審査
- 3) 提案内容に対するヒアリング評価
  - ① 提案内容に関し、各公募参加者に対しヒアリングによる審査を行う。  
(審査の方法、審査の配点、基準、視点等は、優先交渉権者決定基準に示す。)

### 3-5 募集公告

募集公告、募集要項等については2023年7月3日（月）とし、町のホームページにおいて公表する。

### 3-6 募集説明会

本事業に対する民間事業者の参入促進に向け、事業内容、募集参加の手続き及び優先交渉権者選定に関する事項等について、町の考え方を説明するため、募集要項等の説明会を以下のとおり開催する。

なお、説明会の開催日時、開催場所及び参加申込み方法等は次のとおりとする。

#### (1) 日時及び場所

- ① 開催日時 2023年7月10日（月）午前10時00分から
- ② 開催場所 みやき町コミュニティーセンター（こすもす館） 研修室
- ③ 説明資料 参加に当たっては、町のホームページより、募集要項（案）等をダウンロードして持参すること。
- ④ その他 説明会終了後、現地説明を行う。

#### (2) 参加申込方法

- ① 申込日時 2023年7月7日（金）午後5時まで
- ② 申し込み方法  
募集要項（案）等に関する説明会への参加を希望する民間事業者等は、「募集要項等説明会参加申込書」（様式集【様式1-1】）に所定の事項を記載のうえ、本事業に関する窓口へ電子メールでのファイル添付にて送付すること。なお、電子メールの件名は、「みやき町多目的人工芝グラウンド及び調整池整備事業説明会等申込●●」（●●は提出事業者名）とする。
- ③ e-mail みやき町 まちづくり課 定住総合対策担当  
machizukuri@town.miyaki.lg.jp

### 3-7 事前調査の申請

提案書作成に関し、事前に調査等を行うことが必要な場合は、町に申し出れば許可することができるので、調査を希望する者は、「事前調査申請書」（様式集【様式1-2】）に必要事項を記入の上、下記に提出すること。

提出先：みやき町役場 三根庁舎 3階 まちづくり課

電 話：0942-96-5526

### 3-8 募集要項等に係る質問の受付・回答

募集要項等に記載の内容に係る質問の受付、回答を以下のとおり行う。

#### (1) 受付期間

2023年7月11日（火）から2023年7月18日（火）午後5時まで

#### (2) 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、「募集要項等に係る質問書」（様式集【様式1-3】）に記入の上、電子メールでファイル添付により提出のこと。

なお、上記（1）に示す受付期間外に提出された質問については受けけない。

また、持参、郵便、電話又はファックスによる質問は受けけないので注意すること。

提出先：みやき町役場 三根庁舎 3階 まちづくり課

e-mail：machizukuri@town.miyaki.lg.jp

（注：メールタイトルは必ず「募集要項等に係る質問書」とすること。）

#### (3) 回答の公表

ア 質問への回答は、以下の日程により町のホームページへの掲載により公表する予定である。

募集要項、様式集、要求水準書（案）、優先交渉権者決定基準、基本協定書（案）、事業契約書（案）に係る質問への回答

2023年7月25日（火）

イ 質問への回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関し、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると町が判断した項目を除くこととし、また、質問者の名前は公表しないものとする。なお、町は、質問に対して個別に回答は行わないが、提出のあった質問のうち、町が必要と判断した場合には、提出者に対して直接ヒアリングを行うことがある。

### 3-9 募集参加表明及び資格審査

#### (1) 提出書類

募集に参加を希望する者は、応募者の代表企業によって、次に掲げる書類を提出し、審査を受けるものとする。

- ア 「応募表明書及び資格審査申請書」(様式集【様式2-1】)
- イ 添付書類(様式集【様式2-2】から【様式2-5】までを参照のこと。)
- ウ 直近2年の法人税等の滞納のない証明書

## (2) 提出期間及び場所

提出期間及び場所は、次のとおりとする。

- ア 提出期間：2023年7月31日(月)から2023年8月2日(水)までの間の  
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)
- イ 提出場所：みやき町役場 三根庁舎 3階 まちづくり課
- ウ 提出方法：持参することとし、郵便、ファックス又は電子メールによる提出は認めない。

## (3) 資格審査

町は、提出書類に基づいて応募者が備えるべき参加資格要件具備について審査を行う。

## (4) 参加資格の審査結果及び募集参加番号の通知

募集参加資格の審査結果は、2023年8月15日(火)までに応募者の代表企業に通知する。

この場合において、当該資格があると認められた者に対して、前記3-9(1)に示す募集に当たり必要となる募集参加番号は募集参加資格適格通知書を以て電子メールにより通知する。また、当該資格がないと認められた者に対しては、その理由を付して通知する。

なお、電話又は来庁による問い合わせには回答しないものとする。

## (5) 募集参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

募集参加資格がないと認められた者は、町に対し、書面により説明を求めることができる。

- ア 書面の提出期限：2023年8月22日(火)午後5時まで
- イ 書面の提出場所：みやき町役場 三根庁舎 3階 まちづくり課
- ウ 書面の提出方法：「応募資格がないと認められた理由の説明要求書」(様式集【様式2-6】)に記入の上、持参することとし、郵便、ファックス又は電子メールによる提出は認めない。
- エ 回答期限及び方法：2023年8月29日(火)までに、書面により回答する。

## (6) 募集参加資格の取消し

町は、募集参加資格があると認められた者が、次の各号の一つに該当するときは、3-9(4)の通知を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。ただし、応募者が、応募者の構成員のうち代表企業以外の構成員について前記3-3(4)に示す手当てを行い、その内容を町が書面により承認した場合はこの限りではない。(様式集【様式2-7】を参照のこと。)

- ア 募集参加資格があると認められた者が、募集日時までに当該資格を喪失したとき。

イ その他町が特に募集に参加させることが不適當であると認めたとき。

### 3-10 募集

#### (1) 募集

募集参加資格があると認められた応募者は前記3-9(4)に示す募集参加資格適格通知書を持参の上、募集に参加し、募集書及び提案書(以下「募集提案書」という。)を以下の要領にて提出する。なお、応募は応募者の代表企業が行うこと。

ア 募集期間：2023年10月10日(火)から10月13日(金)までの間の  
午前9時から午後5時まで。(正午から午後1時までを除く)

イ 募集場所：みやき町役場 三根庁舎 3階 まちづくり課

ウ 募集方法：持参することとし、郵便、ファックス又は電子メールによる提出は認めない。なお、応募者の募集提案書は1案のみとする。

エ 提出書類：様式集【様式3】から【様式4-31】までを参照のこと。

オ 提案作成にあたり、施設整備対象地域で、ボーリング調査が必要と考える参加者は、事前のボーリング調査について、参加資格通知のあと、町と協議すること。

なお、応募者については匿名として審査を行うため、募集提案書のうち指定する様式については、様式の所定の欄に、前記3-9(4)に示す募集参加番号を記載し、募集参加グループ名、企業名、住所、企業を特定できるマーク(社章)等は記載しないこと。

#### (2) 提案書に記入する金額

ア 本事業に係る提案書

優先交渉権者決定に当たっては、提案書(様式集【様式3】)に記入された金額をもって審査の価格とする。

提案書には、下記の金額を記載すること。

1. 金額A：下記項目①～②の合計

① 本施設整備費並びにその消費税及び地方消費税相当額

② 本施設整備費の割賦支払により生じる割賦手数料

③ SPCの設立に要する費用並びにその消費税及び地方消費税相当額

#### (3) 提案上限価格

ア 本事業の提案上限価格は、810,397,000円とする。

上記価格は、事業期間にわたって町がSPCに支払う本施設整備業務の対価、SPCの設立に要する費用、並びにその各金額のうち消費税対象額に対する消費税及び地方消費税相当額を単純に合計した金額(総額)である。

なお、事業契約書(案)に規定する金利変動及び物価変動等に応じた改定は見込んでいない。



#### (4) 代理人による募集提案書の提出

代理人が募集提案書を提出する場合は、「委任状」(様式集【様式5-1】)を持参すること。

#### (5) 募集の辞退

募集参加資格があると認められた応募者が募集を辞退する場合は、「応募辞退届」(様式集【様式5-2】)を持参すること。

ア 提出期限：2023年10月10日(火)

イ 提出場所：みやき町役場 三根庁舎 3階 まちづくり課

#### (6) 募集の棄権

応募参加資格があると認められた応募者が、(1)に示す募集期間に、募集に参加しない場合は、棄権したものとみなす。

#### (7) 公正な募集の確保

応募者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に募集を執行できないと認められる場合又はその恐れがある場合は、当該応募者を参加させず、又は募集の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

#### (8) 募集の中止・延期

募集が公正に執行することができないと認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由がある場合には、募集の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

#### (9) 応募の無効

次の場合の応募は無効とする。

ア 地方自治法施行令第167条の4に規定する者のした応募

イ 応募者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした応募並びに応募に関する条件に違反した応募

ウ 提案書記載の価格が提案上限価格を超えた価格の応募並びに価格、氏名その他の事項を確認できない応募

エ 提案書記載の価格を加除訂正した募集及び記名押印のない応募

オ 同一の応募者又はその代表者が同一事項に二通以上の応募をした応募

カ 同一人が二人以上の応募者の代理人としてした応募

キ 委任状を持参しない代理人がした応募

ク 談合その他不正の行為があったと認められる応募

ケ 郵便又は電信による応募

コ アからケまでに掲げるもののほか、募集に関する条件に違反した応募

## (10) 募集提案書の取扱い

### ア 著作権

応募者から提出された提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、町は、優先交渉権者となった応募者から提出された提案書について、本事業の公表その他町が必要と認める場合にあつては、当該提案書の全部又は一部を無償及び無断で使用できるものとする。

また、優先交渉権者以外の応募者から提出された提案書については、本事業の公表以外には当該応募者に無断で使用しないものとする。

### イ 特許権等

応募者の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った応募者が負うものとする。

### ウ 提案書の変更の禁止

提案書の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。

## (11) 応募保証金

応募保証金は免除する。

## 3-1-1 優先交渉権者の決定方法

優先交渉権者の決定方法は公募プロポーザルによるものとする。審査委員会は、提案上限価格の範囲内の価格をもって募集を行った者のうち、総合評点が最高点となる者を決定し、町は、審査委員会の報告を尊重して優先交渉権者を決定する。

詳細は「優先交渉権者決定基準」を参照のこと。

## (1) 事業審査委員会

審査は、審査委員会が優先交渉権者決定基準に基づき行う。審査委員は次の構成とする。なお、審査の詳細については、「優先交渉権者決定基準」を参照のこと。

所 属・役 職 等	専 門 分 野
一般社団法人みやきスポーツコミッション	スポーツ振興
佐賀県サッカー協会	スポーツ振興
みやき町体育協会	スポーツ振興
みやき町グラウンドゴルフ協会	スポーツ振興
みやき町少年スポーツクラブ振興会	スポーツ振興
みやき町消防委員会委員	防 災
みやき町行政改革推進委員会委員	行 政
一級建築士	建 築

みやき町副町長	行財政
みやき町教育委員会教育長	教 育
みやき町総務部女子サッカー推進室長	行 政
みやき町教育委員会社会教育課長	行 政

## (2) 審査手順

審査委員会は、募集参加資格があると認められた者から提出された提案書の内容が、町が要求する本施設整備業務に関する要求水準を満足することを前提とし、提案価格及び提案書の内容に係る審査を行う。

## (3) ヒアリングの実施

提案内容の説明を求める必要がある場合は、応募者にヒアリング（書類形式を含む。）を行う。

なお、その場合の詳細な日程等については、別途、応募者に対して通知するものとする。

## (4) 優先交渉権者の選定及び決定

審査委員会は、募集価格及び提案書の内容により総合評価した提案審査結果に基づき、最高評点を獲得したものを優先交渉権者候補者として町に報告し、町は、審査委員会の決定を尊重して、優先交渉権者を決定する。

詳細は「優先交渉権者決定基準」を参照のこと。

## (5) 募集結果の通知及び公表

町は、優先交渉権者決定後、速やかに応募者に対して募集結果を通知するとともに、町のホームページへの掲載により募集結果を公表する。

## (6) 優先交渉権者を選定しない場合

町は、民間事業者の募集、募集提案の評価及び選定において、最終的に、応募者がいない、あるいは、いずれの応募者においても町の財政負担の軽減の達成が見込めない、すべての提案の水準が町の求める水準に達していない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断した場合には、民間事業者を選定せず、特定事業の選定を取消すこととし、その旨を速やかに公表する。

### 3-12 手続における交渉の有無

契約手続きにおいて、募集条件の重要な変更は行わないこととする。

### 3-13 基本協定の締結

優先交渉権者となった応募者は、速やかに、町を相手方として、「基本協定書（案）」に基づき、基本協定を締結しなければならないものとする。

### 3-14 特別目的会社の設立

優先交渉権者となった応募者は、本事業を遂行するために会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社としてSPCを事業仮契約調印までに町内に設立するものとする。SPCは、本事業以外の一切の事業ができないことを、定款等により明らかにすること。

### 3-15 事業契約の締結等

#### (1) 事業仮契約の締結

町は前記3-14に示すSPCと事業契約に係る事業仮契約を締結する。

#### (2) 事業契約の締結

事業契約はみやき町議会の議決を経た後に効力を発するものとする。

なお、事業契約の詳細については、「事業契約書（案）」を参照のこと。

#### (3) 契約保証金

SPCは、施設整備業務の対価に相当する金額の100分の10以上の額の契約保証金を事業契約と同時に納付しなければならない。ただし、SPCは、建設工事の履行を確保するため、契約保証金に代わり担保となると町が認めた有価証券等の提供又は、事業契約締結の日から本施設の引渡し予定日までを期間として、施設整備業務の対価に相当する金額の100分の10以上について、町を被保険者とする履行保証保険契約を締結することによってこれに代えることができるものとする。

#### (4) 契約条件の変更

契約の締結に当たっては、町が本施設利用者のサービス向上に資すること、よりよい事業遂行に資すること、町の財政負担の軽減に資すること等、変更が事業の向上に効果があると認めた場合以外、SPCの提案価格及び提案書の内容並びに募集要項等に示した契約条件について、変更できないことに留意すること。

#### (5) 違約金の請求

町は、SPC又は優先交渉権者となった応募者がその責めに帰すべき事由により事業契約を締結しない場合は、契約保証金と同額を違約金として請求する。

なお、事業契約締結にかかるSPCの弁護士費用、印紙代等は、SPCの負担とする。

#### (6) 契約締結まで至らなかった場合

優先交渉権者となった応募者が契約を締結しない場合、町は優先交渉権者となった応募者を除く応募者のうち、優先交渉権者決定基準に基づく総合評価の得点の高い者から順に契約交渉を行うことがある（地方自治法施行令第167条の2の規定に基づく随意契約）。

### 3-16 議会の議決に付すべき契約の締結

本事業は、PFI法第12条の規定によりみやき町議会の議決に付さなければならない契約であるため、議決を経た後、町が事業者に対し、事業契約を成立させる旨の意思表示をしたときに、前記3-15(1)に示す事業仮契約は、本契約として効力が生ずるものとする。

なお、町とSPCとの間において、事業契約が効力を生じるに至らなかった場合には、町及びSPCが本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、町及びSPCは、相互に債権債務の関係は生じないものとする。

### 3-17 その他

#### (1) 情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、町のホームページ等を通じて行う。

#### (2) 契約の手續において使用する言語及び通貨等

使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

#### (3) 募集に伴う費用負担

応募者の募集に伴う費用については、すべて応募者の負担とする。

また、参加資格要件に係る個別質問に要する書類、募集参加資格の審査に要する書類及び募集提案書については、返却しないものとする。

## **4 事業実施に関する事項**

---

### **4-1 S P Cの権利義務に関する制限**

#### **(1) S P Cの事業契約上の地位の譲渡等**

町の事前の書面による承諾がある場合を除き、S P Cは事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならないものとする。

#### **(2) S P Cの株式の譲渡・担保提供等**

本事業を遂行するため設立されたS P Cに出資を行った者は、本事業が終了するまでS P Cの株式を保有するものとし、町の事前の書面による承認がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないものとする。ただし、本事業に必要な資金を融資する融資機関が担保権を設定する場合は、除くものとする。

#### **(3) 債権の譲渡・質権設定及び債権の担保提供**

S P Cが、町に対して有する本事業の設計及び建設業務の提供に係る債権の譲渡、質権の設定及びこれの担保提供は、町の事前の書面による承認がなければ行うことができないものとする。

### **4-2 町とS P Cの責任区分**

#### **(1) 責任分担の考え方**

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、S P Cが担当する業務の実施に伴い発生するリスクについては、それを管理し、発生時の影響についても自ら負担するものとする。

#### **(2) 予想されるリスクと責任分担**

町とS P Cの責任分担は、「事業契約書（案）」によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で応募を行うものとする。

なお、「事業契約書（案）」に示されていない場合は、双方の協議により事業契約書（案）で定めるものとする。

#### **(3) 保険**

S P Cは、保険により費用化できるリスクについては、合理的範囲で付保するものとする。

### 4-3 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

#### (1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

S P Cが本事業を実施するに当たり、法改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合、町はS P Cと協議するものとする。

#### (2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

S P Cが本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、町はこれらの支援をS P Cが受けることができるよう協力するものとする。

#### (3) その他の支援に関する事項

- 1) 事業実施に関し、S P Cが必要とする許認可等に関して、町は必要に応じてS P Cに協力するものとする。
- 2) 法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、町は、S P Cと協議を行うものとする。また、P F I法に規定するS P Cの発注する工事及び測量は、平成16年7月13日より「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に規定する公共工事に指定され（国土交通大臣告示）、保証事業会社の業務の対象に追加されているところであり、具体的な措置の内容は、応募者が、保証事業会社（西日本建設業保証株式会社等）に確認すること。
- 3) その他の支援に関する事項  
その他の支援については、次のとおりとする。
  - ア 事業実施に必要な許認可等に関し、町は必要に応じて協力を行う。
  - イ 法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、町とS P Cで協議を行う。

### 4-4 事業実施に関する事項

#### (1) 誠実な業務遂行義務

S P Cは、募集提案書及び募集要項等並びに事業契約書（案）に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。

#### (2) 事業期間中のS P Cと町の関わり

ア 本事業は、S P Cの責任において実施される。また、町は事業契約書（案）に規定する方法により、事業実施状況の確認等を行う。

イ 本事業の安定的な継続、また、事故に際して本事業の継続性をできる限り確保する目的で、町は、S P Cに対し融資を行う金融機関等の融資機関（融資団）と直接協定を締結し、当該融資機関（融資団）と協議を行うことができるものとする。

ウ 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、町とSPCは誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書（案）に規定する具体的な措置に従うものとする。

また、事業契約に関する紛争については、佐賀地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 4-5 その他

### (1) 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

詳細については、「事業契約書（案）」を参照のこと。

#### ア SPCの債務不履行等に起因する場合

SPCが事業契約書（案）に定める債務を履行しない場合、町は、事業契約書（案）の規定に従いSPCに是正勧告を行い、一定期間内に是正策の提出・実施を求めることができる。SPCが一定期間内に是正することができなかつた場合は、町は、サービスの対価の減額又は支払停止措置を取ることとし、また、事業契約を解除することができる。

また、SPCの破産等の場合は、事業契約を解除することができる。

なお、契約解除に至る事由及び措置については、事業契約書（案）で規定する。

#### イ 町の責に帰すべき事由に起因する場合

町の責めに帰する事由により事業の継続が困難になった場合は、SPCは事業契約を解除することができる。

なお、契約解除に至る事由及び措置については、事業契約書（案）で規定する。

#### ウ その他の事由により事業の継続が困難となった場合

事業契約書（案）に定めるその事由ごとに、責任の所在による対応方法に従うものとする。

### (2) 事業契約に違反した場合等の取扱い

事業契約締結後、契約に違反したSPC、又は優先交渉権者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、ないしは募集等町の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適切であると認められるSPC又は優先交渉権者となった応募者の構成員については、みやき町建設工事等募集参加資格者に係る指名停止等措置要領又は業務委託に係る競争募集等参加停止措置要領の規定に基づき、当該事実が判明した時から24月の範囲内において、町が実施する募集への参加が認められなくなる場合があることに留意すること。



#### 4-6 本事業に関する町の担当部署及びアドバイザー業務委託事業者並びにその協力法人

##### (1) 本事業に関する町の担当部署

本事業に関する窓口

みやき町 教育委員会 社会教育課 国スポ・社会体育担当

住所：〒849-0113 佐賀県三養基郡みやき町大字東尾 6436 番地 2

電話：0942-89-3163（直通） F A X：0942-89-3227

e-mail：syakaikyouiku@town.miyaki.lg.jp

ホームページ：https://www.town.miyaki.lg.jp

説明会に関する窓口

みやき町 まちづくり課 定住総合対策担当

住所：〒840-1192 佐賀県三養基郡みやき町大字市武 1381 番地

電話：0942-96-5526（直通） F A X：0942-96-5530

e-mail：machizukuri@town.miyaki.lg.jp

ホームページ：https://www.town.miyaki.lg.jp

##### (2) 本事業に関するアドバイザー業務委託事業者及びその協力法人

アドバイザー業務委託事業者 株式会社A S

(別紙)

## リスク分担表

	リスクの種類	リスクの種類 リスクの内容	負担者		
			町	SPC	
共通	提供した情報リスク	募集要項等の記載内容の誤り及び変更に関するもの	○		
	契約リスク	議会の議決を得られないことによる契約締結の遅延・中止	○	○	
		上記以外の町の事由による契約締結の遅延・中止	○		
		事業者の事由による契約締結の遅延・中止		○	
	応募リスク	応募費用		○	
	制度関係リスク	政治・行政リスク	本事業に直接影響を及ぼす町に関わる政策の変更・中断・中止	○	
			本事業に直接関連する根拠法令の変更、新たな規制法の成立	○	
		許認可リスク	上記以外の法令の変更		○
			SPCが取得すべき許認可の取得遅延または取得できなかった場合		○
		税制度リスク	町の事由による許認可取得遅延	○	
			消費税の範囲変更、税率変更に関するもの	○	
			法人の利益や運営に係る税制の新設や税率の変更		○
			建物所有に関する税制の新設・変更に関するもの(町への所有権移転前)		○
			本事業に直接影響する税制の新設・税率変更に関するもの	○	
		社会リスク	住民対策リスク	上記以外の法人税の新設・変更に関するもの	
	本事業そのものに対する住民の理解が得られない場合			○	
	提案内容に関し、住民の理解が得られない場合				○
	第三者賠償リスク		住民からの苦情		○
	債務不履行リスク	環境関連リスク	本業務の実施に起因して第三者に及ぼした損害		○
		調査・工事による騒音・振動・地盤沈下・地下水の枯渇、大気汚染・水質汚濁・臭気・電波障害等に関する対応		○	
経済リ	資金調達リスク	町の債務不履行による中断・中止	○		
		SPCの債務不履行・構成員の債務不履行等による遅延・中断・中止		○	
	金利リスク	不可抗力リスク	天災・暴動等自然・人為的な事象のうち、通常予見不可能な事象による損害・遅延・中断・中止	○	▽ 1%ルール
	民間資金調達・確保			○	
	交付金・補助金の調達・確保		○		
	金利変動			○	

ス ク	物価変動リスク	インフレ・デフレ年間変動1%以内の変動		○	
		上記を超える大幅な変動(年間1%を超える変動)	○		
発注者責任リスク		町の指示の不備・発注文書・提案書の規定を超える変更による設計・工事の請負内容の変更	○		
		SPCの指示・判断の不備・変更による、設計・工事の変更		○	
警備リスク		盗難・器物破損などによる費用の増大・遅延等		○	
請負委託リスク		SPCからの業務委託に関するリスク		○	
要求水準未達リスク		要求水準・提案内容水準の未達が発見された場合の改善・補修・業務の変更等に係る費用の増大		○	
支払遅延・中断リスク		町の支払いの遅延・中断	○		
利用者リスク		利用者の不法行為等による損害	○		
安全管理リスク		建設期間に事故や第三者に損害を及ぼし、遅延や損害が生じた場合		○	
工 事	測量・調査リスク	町が実施した測量・調査に関するもの	○		
		SPCが実施した測量・調査に関するもの		○	
		地質障害・地中障害物・埋蔵文化財等により新たに必要となった測量・調査に関するもの	○		
	設計変更リスク		町の提示条件・指示の不備、変更に関するもの	○	
			SPCの提示内容、指示、判断の不備によるもの		○
	用地確保リスク		事業用地の確保	○	
			工事に必要な用地確保		○
	用地瑕疵リスク		町が事前に公表した資料から予見できるもの		○
			町の公表資料から予見できない文化財・土壌汚染・埋設物等の障害物、地質障害等に関するもの	○	
	工期変更・工事遅延リスク		町の指示および町の責めに帰すべき事由によるもの	○	
			SPCに起因するもの		○
	建設コスト増大リスク		町に起因するもの	○	
SPCに起因するもの				○	
工事監理リスク		工事監理の不備によるもの		○	
瑕疵リスク		瑕疵担保期間中に発見された瑕疵		○	
		瑕疵担保期間終了後に通常の検査によって発見できない隠れた瑕疵が発見された場合		○	
工事の中止リスク		町の指示によるもの	○		
		SPCの責めに起因する中止		○	
そ の 他	事業終了リスク	事業終了手続きの諸費用・SPCの精算手続き費用		○	